

大阪医科薬科大学 学則

(昭和27年2月20日施行)

第1章 総 則

(理 念)

第1条 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

(目 的)

第2条 本学は、前条の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

(自己点検及び評価)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

(学部及び大学院)

第4条 本学に、医学部医学科、薬学部薬学科及び看護学部看護学科を置く。

- 2 医学部医学科の入学定員は110名、収容定員は660名とする。
- 3 薬学部薬学科の入学定員は294名、収容定員は1,764名とする。
- 4 看護学部看護学科の入学定員は85名、収容定員は340名とする。

第4条の2 この学則に定めるもののほか、各学部の必要な事項は、本学医学部規程、薬学部規程及び看護学部規程（以下、「学部規程」という。）に定める。

第5条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学大学院学則の定めるところによる。

(修業年限)

第6条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。
- 3 看護学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 医学部医学科の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次に区分し、各区分において4年を超えることはできず、通算して12年以内とする。

- 2 薬学部薬学科の在学年限は、第1学年次から第4学年次までは、同一年次に2年を超えて在学することはできず、通算して12年以内とする。ただし、同一年次の在学年数が年度の途中で2年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当該学年に在学することができる。
- 3 看護学部看護学科の在学年限は、通算8年以内とする。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本学創立記念日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

第2章 入学、再入学及び転入学

(入学等の時期)

第11条 入学、再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者

- (2) 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣の指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、１８歳に達した者

（入学志願手続）

第１３条 入学志願者は、所定の入学願書及び学部規程に定める入学検定料を添えて学長に願出しなければならない。

（合格者の選考）

第１４条 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

（入学手続及び入学許可）

第１５条 前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を学長に提出するとともに、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

２ 保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。

３ 保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。

第１６条 学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（再入学）

第１７条 本学を退学した者又は第３０条第４号により除籍された者で、再入学を志願する者については、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。

２ 再入学に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（転入学）

第１７条の２ 他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者については、学長が入学を許可することができる。

(転学部)

第17条の3 転学部を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 転学部の取扱いについては、別に定める。

第3章 教育課程及び履修等

(教育課程及び履修方法)

第18条 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、学部規程に定める。

2 総合的な学力等を判定する試験（統合的な試験）を所定の課程に加えることができる。

3 本学則に定めるもののほか、履修方法の細目については、学部規程に定める。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義、チュートリアル及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(成績の評価)

第21条 授業科目の成績は、試験その他の評価により行う。

2 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

3 不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。

4 試験及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

第21条の2 前条の評価に対してグレード・ポイント（以下、「GP」という。）を設定し、GPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）を算出する。

2 GP及びGPAの取扱いについては、学部規程に定める。

(追試験)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがある。

2 追試験の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位の認定)

第23条 授業科目の成績の評価を行い、合格とされた学生に対し、所定の単位を与える。

2 前項の単位認定は、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(既修得単位の認定)

第24条 他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の定めにより認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。

3 前2項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(他学部及び他大学等における授業科目等の履修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、本学の他学部及び他の大学等（外国の大学等を含む。）との協議に基づき、学生に当該学部及び当該大学等の授業科目等を履修させることができる。

2 前項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第4章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休 学)

第26条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが不適当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学に関する取扱いは、学部規程に定める。

(復 学)

第27条 休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。

3 第1項の規定により復学が許可された場合には、休学前の既修得単位及び成績はそのまま認める。

(転 学)

第28条 他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

(退 学)

第29条 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、必要に応じその他書類の提出を求める場合がある。

2 学業成績の不振が一定期間続く学生に対しては、退学を命ずることがある。

(除 籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定し、除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 在学年限内に所定の単位を修得できないことが明らかな者
- (3) 学部規程に定める休学年限を超えてなお復学できない者
- (4) 第35条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第5章 進級及び卒業

(進 級)

第31条 当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

(卒 業)

第32条 第6条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては学部規程に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（医学）の学位を授与する。

2 前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。

3 第6条に定める修業年限以上在学し、薬学部薬学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（薬学）の学位を授与する。

4 第6条に定める修業年限以上在学し、看護学部看護学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（看護学）の学位を授与する。

第6章 賞 罰

(褒 章)

第33条 成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、

学生を褒賞することができる。

(懲 戒)

第34条 教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に定める。

第7章 入学金及び学費

(入学金及び学費)

第35条 入学金及び学費の額は、別表に定める。

- 2 入学金及び学費は、原則として返還しない。
- 3 入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することがある。
- 4 第1項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に定める。
- 5 学費の納入に関する取扱いについては、学部規程に定める。

(休学の場合における学費)

第36条 休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。ただし、学期途中に復学した者は、当該学費を納入しなければならない。

- 2 在籍料の額は、学部規程に定める。

第8章 研究生

(研究生)

第37条 本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

第9章 委託生、聴講生等

(委託生及び聴講生)

第38条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。

- 2 本学開設の授業科目の中から聴講することを希望する者があるときは、聴講生として許可することがある。
- 3 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

第39条 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他の大学等に在学中の者を単位互換履修生として、本学における授業科目を履修させることができる。

- 2 特定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 3 単位互換履修生及び科目等履修生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(外国人留学生)

- 第40条** 第12条に定める入学資格を有する外国人が本学に入学を志願するときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生については別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

- 第41条** 本学に公開講座を設けることがある。

第11章 学生の福利・厚生

(学生の福利・厚生)

- 第42条** 本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

第12章 職員組織

(職員組織)

- 第43条** 本学に学長、学部長、大学病院長、図書館長その他の職員を置く。その規則は、別に定める。
- 2 前項に定めるもののほか、本学に副学長、学長補佐を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長及び学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。
 - 5 学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。
- 第44条** 本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。
- 第45条** 本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。
- 第46条** 本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

第13章 教授会

(教授会)

- 第47条** 教育研究に関する事項の審議機関として、各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設

(附属施設)

第48条 本学に大学図書館、その他の附属施設を設ける。その規則は、別に定める。

第49条 本学に大学病院を設ける。その規則は、別に定める。

第15章 その他の組織

(その他の組織)

第50条 本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。

2 個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

第16章 その他

(改 廃)

第51条 この学則の改廃は、各学部の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則 (昭和49年9月30日)

この改正は、昭和50年4月1日から施行する。

ただし、経過措置として第45条の総定員は昭和50に限り500名、昭和51年度に限り520名、昭和52年度に限り540名、昭和53年度に限り560名、昭和54年度に限り580名とする。

附 則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

ただし、昭和51年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日より施行する。

ただし、昭和52年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和５４年４月１日より施行する。

附 則

この改正は、昭和５８年４月１日より施行する。

附 則

この改正は、昭和５９年４月１日より施行する。

ただし、昭和５８年度以前より在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和５９年４月１日より施行する。

ただし、昭和５８年度以前より在学する者については、改正後の第８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和６２年４月１日より施行する。

ただし、昭和６１年度以前より在学する者については、改正後の第７条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成元年４月１日より施行する。

ただし、昭和５８年度以前より在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、次の通りとする。

期 間	納入期限	納 入 金 額			計
		授 業 料	実 習 料	施設拡充費	
第 １ 期	４月１５日	２０万円	１０万円	２０万６千円	５０万６千円
第 ２ 期	９月１５日	２０万円	１０万円	２０万６千円	５０万６千円
第 ３ 期	１月１５日	２０万円	１０万円	２０万６千円	５０万６千円
合 計		６０万円	３０万円	６１万８千円	１５１万８千円

附 則

この改正は、平成元年１０月１日より施行する。

附 則

この改正は、平成２年４月１日より施行する。

附 則

この改正は、平成３年４月１日より施行する。

附 則

この改正は、平成３年１０月１日より施行する。

附 則

この改正は、平成４年３月１日より施行する。

附 則

この改正は、平成７年４月１日から施行する。

ただし、平成６年度以前から在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成８年４月１日から施行する。

ただし、平成７年度以前から在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成９年４月１日から施行する。

ただし、平成８年度以前から在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成９年４月１日から施行する。

ただし、平成８年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成１０年４月１日から施行する。

ただし、平成９年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成１１年４月１日から施行する。

ただし、平成１０年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成１１年４月１日から施行する。

ただし、平成10年度以前から在学する者については、改正後の第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前から在学する者については、改正後の第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前から在学する者については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前から在学する者については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前から在学する者については、改正後の第18条、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前から在学する者については、各学年次の前年度までの履修科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成１４年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

ただし、平成１５年度以前から在学する者については各学年次の前年度までの履修科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成１７年４月１日から施行する

附 則

この改正は、平成１７年１２月１３日から施行する

附 則

この改正は、平成１８年２月１４日から施行する

附 則

この改正は、平成１８年４月１日から施行する

附 則

この改正は、平成１９年２月１３日から施行する。

附 則

この改正は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

ただし、平成１９年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成２１年３月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２１年４月１日から施行する。

ただし、平成２０年度以前から在学する者については、改正後の第７条の規定にかか

ならず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、文部科学大臣の認可（平成２１年１０月３０日）を得て、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２２年４月１日から施行する。

ただし、平成２１年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

ただし、平成２３年度以前から在学する者については、改正後の別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

ただし、平成２２年度及び２３年度入学生に限る。

附 則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２５年４月１日から施行する。

ただし、平成２４年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 27 年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第 36 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 28 年度以前の入学生については、改正後の第 21 条及び第 21 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 28 年度以前の入学生については、改正後の第 18 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 3 年度までの医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員 2 名を加え、入学定員 112 名、収容定員 672 名とする。

附 則

1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、薬学部薬学科の収容定員は令和 3 年度 1,721 名、令和 4 年度 1,740 名とする。

3 改正後の第 4 条第 1 項及び第 3 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 32 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日に大阪薬科大学から薬学部に移入学した学生のうち、平成 29 年度以前の入学生が第 4 学年次進級時に選択可能な学科として、薬学部薬科学科（4 年制）を置く。なお、同学科は大阪薬科大学において学生募集を停止していたことを受け、新規の学生募集は行わず、令和 3 年度における第 4 学年次の収容定員を 2 名、令和 4 年度以降の収容定員を 0 名とし、在籍学生がいなくなった時点で廃止するものとし、同学科の取扱い薬学部規程及び薬科学科規程に定める。

4 令和 3 年 4 月 1 日に大阪薬科大学から薬学部に移入学した学生の大阪薬科大学に

おける修業年数及び在学年数については、改正後の第6条第2項及び第7条第2項に規定する修業年限及び在学年限に継承する。

5 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入転した学生のうち、平成26年度以前の入学生については、改正後の第7条第2項中の「2年」を「3年」に読み替える。

6 薬学部規程に定めることとする取扱いのうち、改正後の第3章及び第5章に関する事項の令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入転した学生への適用については、薬学部規程細則に大阪薬科大学の入学年度に応じた個別の取扱いを定める。

附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第35条にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和4年度から令和10年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

附 則

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和5年度から令和11年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

2 この改正の施行に伴い、大阪医科薬科大学医学部特待生（入学時）規程は廃止する。

3 この改正は令和5年度以降に入学する者に適用し、令和4年度以前に入学した医学部学生に係る学費については、別表にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和6年度から令和12年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

- 2 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に移入学した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として薬学部を設置していた薬科学科（4年制）については、学科選択権を持つ在籍学生がいなくなったため、令和5年3月31日付で廃止する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和7年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和7年度から令和13年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

(別表)

(1) 医学部医学科

項 目		金 額 (年額)	備 考
入学金		1 0 0 万円	入学手続時
学費	授業料	1 8 8 万円	
	実習料	3 4 万 5 千円	
	施設拡充費	1 2 6 万円	
	教育充実費	1 5 0 万円	入学年次
		1 0 0 万円	2 年次以降

(2) 薬学部薬学科

項 目		金 額 (年額)	備 考
入学金		4 0 万円	入学手続時
学費	授業料	1 2 0 万円	
	施設・設備費	6 0 万円	

(3) 看護学部看護学科

項 目		金 額 (年額)	備 考
入学金		2 0 万円	入学手続時
学費	授業料	1 2 0 万円	
	実習料	2 0 万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者及び 助産学実習受講者を除く
		3 0 万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者対象
		5 0 万円	助産学実習受講者対象
	施設拡充費	3 0 万円	